





(3) 担当部署

計画の 担当部署	名 称	立川市環境下水道部清掃事務所
	電 話 番 号 等	042-536-2921
公表の 担当部署	名 称	立川市環境下水道部清掃事務所
	電 話 番 号 等	042-536-2921

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	ホームページで公表	アドレス： <a href="http://www.city.tachikawa.lg.jp">http://www.city.tachikawa.lg.jp</a>
	窓 口 で 閲 覧	閲覧場所： 立川市環境下水道部清掃事務所
		所在地： 東京都立川市若葉町4丁目11番地の19
		閲覧可能時間 8：30～17：15（土日祝祭日は除く）
	冊 子	冊子名：
入手方法：		
そ の 他	アドレス：	

(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009 年度	事業所の使用開始年月日	1978 年 10 月 1 日
特定地球温暖化対策事業所	2009 年度		

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

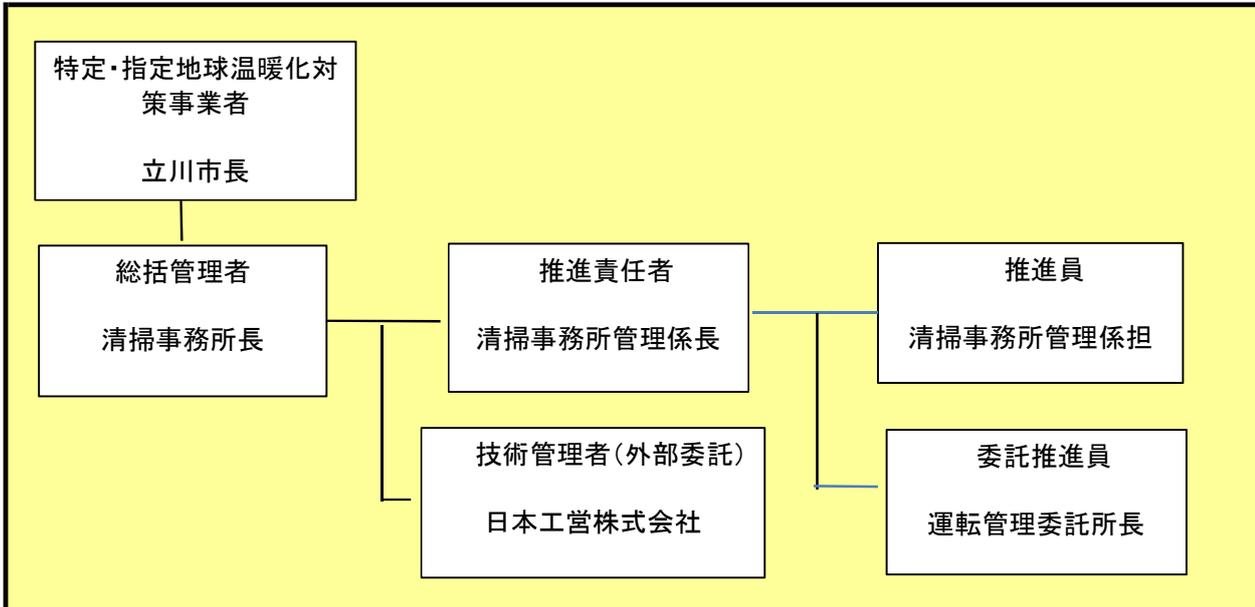
一般廃棄物処理施設と地球環境との調和を図っていくことが、工場を存続させていく前提条件です。特に以下の2つの面から、地球温暖化対策に取り組みます。

1. 工場での省エネの取組  
今後更なる省エネ・地球温暖化防止のため、これまでの省エネ対策を再度点検すると同時にネットワークを通じて、最新省エネ情報についても入手し可能な限り実行していきます。また、大きな削減効果を生むには、踏み込んだ省エネ対策が必要です。そこで、工場内が一丸となって省エネに取り組むことを目指します。

2. その他の取組  
工場職員への環境に対する意識の向上の指導はもちろんのこと、市民に対しても工場見学や他部署との連携による説明会の実施など、ごみの減量に向けた啓発活動を行います。また、事業者に対しては、ごみの分別について検査・指導を実施しプラスチック・ビニールの持込をなくすことに取り組んでいきます。

再エネの導入・利用に関する取組みについて：  
新清掃工場が2023年度の稼働開始を予定して現在建設中です。  
「立川市新清掃工場整備基本計画」では、ごみ焼却の余剰熱を利用した発電と場内外への熱供給を計画しています。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2020 年度から 2024 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	当事業所は、第2計画期間において4,106t-CO <sub>2</sub> のバンキングを達成した。このため、第3計画期間においても温室効果ガス削減により削減義務率の達成を目標としている。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	当該排出ガスの主体は、非エネルギー起源CO <sub>2</sub> であり、燃やせるごみの燃焼に起因するものである。そのため、特定ガス排出抑制要領と同様に燃やせるごみの削減等により当該ガスの発生を抑制することが可能となる。		
削減義務の概要	基準排出量	4,492 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務率の区分	Ⅱ
	排出上限量（削減義務期間合計）	16,845 t（二酸化炭素換算）	平均削減義務率	25%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2025 年度から 2029 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	次期についても、当期どおりの削減努力を継続してガス排出削減を図る目標を設定する。しかしながら、具体的削減目標値及びその要領については、次期計画期間の基準排出量及び削減率等の指定状況に鑑みて、設定を検討することとしたい。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	第3削減計画期間と同様に、引き続き汚泥濃度の安定に努めることにより、更なる削減の達成を目標とする。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO <sub>2</sub> ）		3,434	3,062	2,833	2,819	2,841
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	18,532	18,833	20,906	16,418	17,290
	メタン（CH <sub>4</sub> ）	1	1		1	1
	一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	477	418	366	381	377
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF <sub>6</sub> ）					
	三ふっ化窒素（NF <sub>3</sub> ）					
	上水・下水	33	28	25	25	30
合計		22,477	22,342	24,130	19,644	20,539

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/㎡・年

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量	329.3	293.6	271.6	270.3	272.4

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ <input type="text"/> ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	<input type="text"/>
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ <input type="text"/> ）

(2) 基準排出量の変更

	前削減計画期間	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
変更年度	<input type="text"/>					

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	II
----------	----

(4) 削減義務期間

2015 年度から 2019 年度まで
---------------------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
特に優れた事業所への認定	<input type="text"/>				
極めて優れた事業所への認定	<input type="text"/>				

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	4,492	4,492	4,492	4,492	4,492	22,460
	削減義務率 (B)	15.00%	15.00%	15.00%	15.00%	15.00%	
	排出上限量 (C = ΣA-D)						19,095
	削減義務量 (D = Σ(A × B))						3,365
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	3,434	3,062	2,833	2,819	2,841	14,989
	排出削減量 (F = A - E)	1,058	1,430	1,659	1,673	1,651	7,471

(7) 前年度と比較したときの特定温室効果ガスの排出量に係る増減要因の分析

増減要因	<input type="checkbox"/> 削減対策	<input type="checkbox"/> 床面積の増減	<input type="checkbox"/> 用途変更
	<input type="checkbox"/> 設備の増減	<input checked="" type="checkbox"/> その他	
具体的な増減要因	年間焼却量が0.7%増加したのに伴い、特定温室効果ガスが0.8%増加した。		



7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
17					
18					
19					
20					
		(再生可能エネルギーの設備導入及び利用の状況)			
71					
72					
73					
		【その他ガス排出量の削減の計画及び実施の状況（その他ガス削減量を特定温室効果ガスの削減義務に充当する場合のみ記載）】			
81					
82					
83					
		【排出量取引の計画及び実施の状況】			
91					
92					
93					

## 8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

当事業所においては、部内の対策推進体制に加え、地球温暖化対策の専門家を外部委託し、各種ガスの発生抑制に効果的に取り組んでいる。

以下、二つの観点から地球温暖化対策に取り組んだことにより、所員及び市民の省エネルギーや地球環境に対する意識の向上が図られた。

### 1 特定・その他温室効果ガス排出量の削減

事業所内においては、ごみ検査機を使用してごみの分別状況を検査して、分別を確実に行われることにより、ごみ減量施策及び焼却効率の向上を図っている。

また、分別が十分に実施されていない場合には、適切な分別要領を個別に指導し、ごみの減量施策を継続的に実施している。

### 2 来訪市民等に対する啓発活動の実施

市民や各種団体が当工場へ見学に来られる際においては、ごみ処理の現状を説明し、ごみの減量に協力してもらえるよう説明している。

また、市民や事業者に対しては、他部署と連携し、説明会の開催などを通じてごみの減量を呼びかけている。

これら複合的な地球温暖化対策への取り組みを継続していることにより、その効果が向上していると思われる。

### 結論（自己評価）

これらの清掃行政施策は、ごみの分別等による効果的な処理及びごみ減量に寄与していると評価するものである。